

1 図書館に関連する法令

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正 (平成二十三年八月三十日法律第百五号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
4. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
8. 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
9. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

1. 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
2. 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
3. 次に掲げる職にあつた期間が通算して3年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

1. 司書の資格を有する者
2. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出

文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設定する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等) **第17条** 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

1. 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
2. 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
3. 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

さいたま市図書館条例

(平成十三年五月一日条例第二百二十三号)

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 図書館の利用（第5条―第13条）

第3章 文化施設（第14条―第21条）

第4章 図書館協議会（第22条）

第5章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

さいたま市立中央図書館

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

さいたま市立北浦和図書館

さいたま市浦和区北浦和1丁目4番2号

さいたま市立南浦和図書館

さいたま市南区根岸1丁目7番1号

さいたま市立東浦和図書館

さいたま市緑区大字中尾1440番地8

さいたま市立大宮図書館

さいたま市大宮区高鼻町2丁目1番地1

さいたま市立大宮西部図書館

さいたま市北区櫛引町2丁目499番地1

さいたま市立大宮東図書館

さいたま市見沼区堀崎町48番地1

さいたま市立春野図書館

さいたま市見沼区春野2丁目12番1号

さいたま市立七里図書館

さいたま市見沼区大字大谷1210番地

さいたま市立宮原図書館

さいたま市北区吉野町2丁目195番地1

さいたま市立与野図書館

さいたま市中央区下落合5丁目11番11号

さいたま市立馬宮図書館

さいたま市西区大字西遊馬533番地1

さいたま市立桜木図書館
さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
さいたま市立岩槻図書館
さいたま市岩槻区本町4丁目2番25号
さいたま市立岩槻駅東口図書館
さいたま市岩槻区本町3丁目1番1号
さいたま市立岩槻東部図書館
さいたま市岩槻区東岩槻6丁目6番地
さいたま市立桜図書館
さいたま市桜区道場4丁目3番
さいたま市立片柳図書館
さいたま市見沼区染谷3丁目147番地1
さいたま市立与野南図書館
さいたま市中央区大戸6丁目28番16号
さいたま市立北図書館
さいたま市北区宮原町1丁目852番地1
さいたま市立武蔵浦和図書館
さいたま市南区別所7丁目20番1号
2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

さいたま市立大宮西部図書館三橋分館
さいたま市西区三橋6丁目642番地4
さいたま市立与野図書館西分館
さいたま市中央区桜丘2丁目6番28号
さいたま市立桜図書館大久保東分館
さいたま市桜区大字大久保領家131番地6
(一部改正〔平成14年条例21号・67号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・18年63号・19年10号・23年21号〕)

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事業に関すること。
- (2) 図書館の施設の利用に関すること。

(職員)

第4条 図書館に館長その他の職員を置く。

(一部改正〔平成19年条例10号〕)

第2章 図書館の利用

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) さいたま市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)

ア 毎月第1月曜日及び第3月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))に当たるときは、その翌々日(祝日法による休日に当たる日を除く。))

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間(8日以内)

(2) さいたま市立北浦和図書館(以下「北浦和図書館」という。)、さいたま市立南浦和図書館(以下「南浦和図書館」という。)、さいたま市立東浦和図書館(以下「東浦和図書館」という。)、さいたま市立大宮図書館(以下「大宮図書館」という。)、さいたま市立大宮西部図書館(以下「大宮西部図書館」という。)、さいたま市立春野図書館(以下「春野図書館」という。)、さいたま市立与野図書館(以下「与野図書館」という。)、さいたま市立桜木図書館(以下「桜木図書館」という。)、さいたま市立岩槻駅東口図書館(以下「岩槻駅東口図書館」という。)、さいたま市立桜図書館(以下「桜図書館」という。)、さいたま市立北図書館(以下「北図書館」という。))及びさいたま市立武蔵浦和図書館(以下「武蔵浦和図書館」という。)

ア 月曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌々日(祝日法による休日に当たる日を除く。))

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月

31日まで

ウ 特別整理期間(8日以内)

(3) さいたま市立大宮東図書館(以下「大宮東図書館」という。)、さいたま市立七里図書館(以下「七里図書館」という。)、さいたま市立宮原図書館(以下「宮原図書館」という。)、さいたま市立馬宮図書館(以下「馬宮図書館」という。)、さいたま市立岩槻図書館(以下「岩槻図書館」という。)、さいたま市立岩槻東部図書館(以下「岩槻東部図書館」という。)、さいたま市立片柳図書館(以下「片柳図書館」という。)、さいたま市立与野南図書館(以下「与野南図書館」という。)、さいたま市立大宮西部図書館三橋分館(以下「大宮西部図書館三橋分館」という。)、さいたま市立与野図書館西分館(以下「与野図書館西分館」という。))及びさいたま市立桜図書館大久保東分館(以下「桜図書館大久保東分館」という。)

ア 火曜日(祝日法による休日に当たるときは、その翌日(祝日法による休日に当たる日を除く。))

イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ 特別整理期間(8日以内)

2 前項の規定にかかわらず、市教育委員会(以下「委員会」という。))は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(一部改正〔平成16年条例18号・63号・17年53号・214号・19年10号・23年21号〕)

(利用時間)

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 中央図書館 午前9時から午後9時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後6時)まで

(2) 北浦和図書館、南浦和図書館、東浦和図書館、大宮図書館、大宮西部図書館、春野図書館、与野図書館、桜木図書館、岩槻駅東口図書館、桜図書館、北図書館及び武蔵浦和図書館 午前9時から午後8時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるとき並びに大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後6時、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時)まで

(3) 大宮東図書館、七里図書館、宮原図書館、馬宮図書館、岩槻図書館、岩槻東部図書館、片柳図書館、与野南図書館、大宮西部図書館三橋分館、与野図書館西分館及び桜図書館大久保東分館 午前9時から午後6時(日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、午後5時)まで

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

(一部改正〔平成14年条例21号・16年18号・63号・17年53号・202号・214号・19年10号・23年21号〕)

(利用の資格)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

(2) 広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が臨時に必要なと認める者

2 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の機関又は団体とする。

(貸出し)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。

(利用の制限等)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

2 利用者カードが登録者以外によって利用され、損害が生じたときは、当該登録者がその責めを負うものとする。

(損害賠償等の義務)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、現品又は委員会が指定する資料をもって弁償しなければならない。

(移動図書館等)

第12条 図書館から市内を巡回し、図書館資料の貸出し等を行うため、図書館に移動図書館を置く。

2 図書館資料を広く市民の利用に供するため、市内に配本所を置くことができる。

3 移動図書館及び配本所の巡回日又は開室日等については、委員会が別に定める。

(準用)

第13条 第7条から第11条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。(一部改正〔平成16年条例18号〕)

第3章 文化施設

(文化施設の種類)

第14条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館 文化施設

大宮図書館 会議室 視聴覚ホール 展示ホール

大宮西部図書館 会議室 視聴覚ホール ギャラリー

大宮東図書館 会議室 春野図書館 会議室

与野図書館 視聴覚ホール 展示コーナー

与野南図書館 集会室 展示コーナー

与野図書館西分館 集会室

(一部改正〔平成19年条例10号〕)

(利用)

第15条 文化施設は、市民の教養の向上を図るため必要があると認めるときは、これを市民の利用に供することができる。

2 文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれらに準ずる団体とする。

(利用の許可)

第16条 文化施設を利用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

(利用の制限等)

第17条 文化施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限することができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。

(4) この条例の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第18条 文化施設の利用の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第19条 大宮図書館展示ホールの使用料は、3,450円とする。

2 大宮図書館展示ホールの利用許可を受けたものは、

前項の使用料を前納するものとする。

(使用料の減免)

第20条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第21条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 図書館協議会

(図書館協議会の設置)

第22条 法第14条第1項の規定に基づき、さいたま市図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成24年条例9号〕)

第5章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の浦和市図書館条例(昭和48年浦和市条例第45号)、大宮市図書館条例(昭和47年大宮市条例第22号。以下「合併前の大宮市条例」という。)若しくは与野市図書館設置条例(昭和45年与野市条例第39号)又は浦和市図書館管理運営規則(昭和48年浦和市教育委員会規則第10号)、大宮市図書館運営規則(昭和62年大宮市教育委員会規則第6号)若しくは与野市図書館管理運営規則(昭和46年与野市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市条例の例による。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市立図書館運営規則(昭和53年岩槻市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例53号〕)

附 則 (平成14年3月27日条例第21号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第67号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第18号)

この条例中第1条の規定は平成16年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日条例第63号)

この条例は、平成17年7月5日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成

16 年さいたま市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

附 則(平成 17 年 10 月 13 日条例第 202 号)

この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 21 日条例第 214 号)

この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 63 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例中第 1 条及び次項の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は同年 9 月 3 日から、第 3 条及び附則第 4 項の規定は同年 11 月 29 日から施行する。

(さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例(平成 17 年さいたま市条例第 202 号)の一部を次のように改正

する。

(次のよう略)

3 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

4 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 23 年 7 月 5 日条例第 21 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 9 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 2 日条例第 34 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

2 さいたま市の計画等

さいたま市総合振興計画 さいたま希望(ゆめ)のまちプラン 改訂版 (ホームページより抜粋)

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画です。

1 基本構想

本市が政令指定都市(平成15年4月移行)にふさわしい都市づくりを進めるため、市民の意向を十分に反映した都市づくりの基本理念、目指すべき将来都市像を掲げるとともに、その実現に必要な施策の方向性を定めたものです。

目標年次は、平成32年度、目標年次における人口は

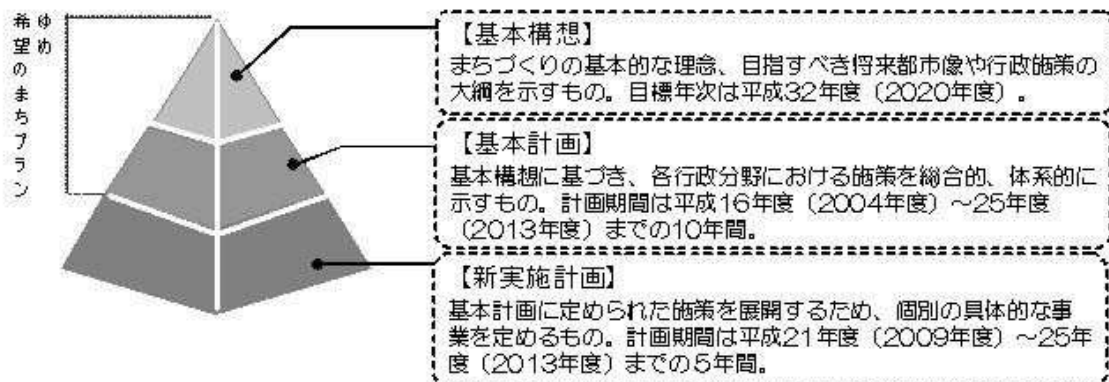
130万人を超え、おおむねピークに達するという見通しのもとに、この基本構想を推進します。

2 基本計画

基本構想の実現に向けて基本的な施策を体系的に定めたもので、本市の都市づくりを総合的、計画的に進めていくための指針となるものです。計画期間は、平成16年度～25年度までの10年間としています。

※ この基本構想と基本計画を合わせて「希望(ゆめ)のまちプラン」という愛称で呼んでいますが、平成17年4月の岩槻市との合併により、平成17年6月には基本構想、平成17年11月には基本計画を改定しました。

総合振興計画の3層構造と計画期間



さいたま市行政改革推進プラン2010(抜粋) (平成22年12月)

1. 行財政改革の必要性

(1) 地方自治体を取り巻く環境の変化

少子高齢化・人口減少・経済危機、地方分権・地域主権改革の進展、地方自治法抜本改正の動き等

(2) 本市の現状と課題

合併・政令指定都市移行(合併特例債の期限、公共施設の重複・過剰感等)、急速な少子高齢化(政令市中トップスピード、高齢者福祉費の急増等)、施設の高齢化、財政の硬直化・地方交付税交付団体への移行、再任用職員を含めた定員管理の必要性等

(3) さらなる行財政改革の必要性

行政改革推進プランの実績引継、「しあわせ倍増」の実現、官民協働による新しい公共の推進、持続的・発展的な展

開等

2. 行財政改革の理念

【理念】すぐ実践!日本一の行財政改革

できることからすぐに実践し、生産性の高い都市経営を推進することによって、「日本一開かれたまち日本一身近ではやい行政日本一しあわせを実感できるまち」を実現します。見える改革(開かれた市政への改革)

生む改革(創るための改革)

人の改革(挑戦する意識への改革)

3. プランの位置付け等

(1) プランの位置付け

- 上位計画 さいたま市総合振興計画・
しあわせ倍増プラン2009
推進する“エンジン” 下支え
行財政改革推進プラン2010
- (2) プランの範囲
市が関与するすべての事業
- (3) 計画期間 平成22～24年度の3か年
(平成25年度以降も継続的に改善)

4. 基本目標と改革のストーリー

(1) 3つの基本目標

見える改革 1 市政情報の見える化・新しい公共の推進
生む改革 2 行財政運営の自律・マネジメント
人の改革 3 職員の意識改革・組織文化の創造

(2) 改革のストーリー

- ・3つの基本目標が、互いに連動し、スパイラルアップしながら改革を進化させていく。
- ・まずは市民目線で「見える改革」を実践し、市役所及び職員の立ち位置・視点を転換することを出発点とする。
- ・その上で、「生む改革」により、知恵と工夫によってできることを徹底的に実施する。
- ・こうした取組みを、職員一人ひとりが当事者意識を持ち、全員参加で、日常的に改善・改革を行う「人の改革」につなげる。
- ・このような人・組織の転換が、さらなる「見える改革」に結びつき、改革のステージを上げていく。

5. 目標指標

(1) 目標指標 生産性の高い都市経営 ・さいたま版情報公開度ナンバーワン・市民目線改革度・財源創出額600億円・事務事業改善率100％・職員意識改革度

(2) 財政推計と目標指標 〈ゴール〉・市債に依存しない健全な行財政運営（プライマリーバランス黒字）の

維持・基金に依存しない予算編成の実現

(3) 定員管理と目標指標

定員管理計画（H23～25）

増員要素・業務増・重要施策等対応・しあわせ倍増プラン対応・ケースワーカー補充・欠員補充等 221人
減員要素・スクラップ・サンセット事業・指定管理者制度導入・委託の推進・再任用職員の活用等▲407人
差引増減▲186人

(4) 公共施設マネジメントと目標指標

・公共施設の多くを1970年代から80年代に整備しており、今後大規模改修や建替えの大きな波が訪れる見込み。
・これらの大幅な維持・改修コストの増加を加味すると、財源不足額がさらに増大する可能性がある。
・平成23年度（2011年度）に策定予定の「公共施設マネジメント計画」を踏まえて、本プランをローリングする。

6. 改革プログラム

(1) 見える改革 ～市政情報の見える化・新しい公共の推進～

(2) 生む改革 ～行財政運営の自律・マネジメント～

(3) 人の改革 ～職員の意識改革・組織文化の創造～

7. プランの進め方

- ・改革プログラム事業ごとに目標を設定し、工程表を作成して、進行管理を行う。
- ・改革プログラムの体系別のマネジメントに加え、組織別のマネジメントを導入する。
- ・「行財政改革白書」を毎年度作成・公表し、市民から意見を募り、参考とする。
- ・「行財政改革公開審議」「行財政改革市民モニター制度」「さいたま市行財政改革有識者会議」による外部評価を導入する。

さいたま市公共施設マネジメント計画【方針編】（平成24年6月）（抜粋）

現状と課題

施設

- ・多くの公共施設を保有している
- ・今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる

人口・ニーズ

- ・今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる
- ・地区によって傾向が大きく異なる

財政

- ・投資的経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向。今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足に。

公共施設マネジメントの必要性

- ・公共施設の改修・更新コストの大幅な増加による破綻回避の必要性
- ・全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性
- ・全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性
- ・市民との情報・問題意識の共有、協働での取組みの必要性

全体方針

大方針「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信

- ・さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

- ・さいたま市オリジナルの取組みを前提とした公共施設マネジメント

全体目標

【ハコモノ三原則】

- 新規整備は原則として行わない（総量規制の範囲内で行う）
- 施設の更新（建替）は複合施設とする
- 施設総量（総床面積）を縮減する（40年間で15%程度の縮減が必要）

【インフラ三原則】

- 現状の投資額（一般財源）を維持する
- ライフサイクルコストを縮減する
- 効率的に新たなニーズに対応する

5つの柱

- ・中長期的な視点からのマネジメント
- ・全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント
- ・財政と連動した実効性の高いマネジメント
- ・施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント
- ・市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

さいたま市教育総合ビジョン（抜粋）（平成21年3月）

さいたま市教育総合ビジョンは、さいたま市の中長期的な目指すべき教育の方向性を明確に示すとともに、「学校・幼稚園・保育園・企業」、「家庭」、「地域」、「行政」の連携のもと、教育行政を総合的・計画的に推進するために策定しました。

■ビジョンの基本構想

「一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む」

■ビジョンの特色

◎領域別でとらえた教育

生涯をとらえた教育を、人が教育を受ける様々な場面に応じて、【家庭教育】、【学校教育】、【社会教育】の3つに大別しました。

◎ライフステージ別でとらえた教育

生涯をとらえた教育を、一人ひとりの人間が、誕生してから成長していくライフステージに応じて、およそ4つのステージに分けました。

【ステージ1】さいたま市幼児教育ビジョン

ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども

- ゆめや希望をもてる子ども
- 願いや思いを、素直に言える子ども

○自分の考えをもてる子ども

【ステージ2】さいたま市学校教育ビジョン

ゆめをもち、未来を切り拓く、さいたま市の子ども

- 将来なりたい職業を、見つけられる子ども
- 自分の言動に、責任をもてる子ども
- クリティカル・シンキングのできる子ども

【ステージ3】さいたま市青少年教育ビジョン

生き生きと輝き、希望を実現する、さいたま市の青少年

- 自立した社会性のある青少年
- 社会の一員として、社会に貢献できる青少年
- 日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる青少年
- クリティカル・シンキングのできる青少年

【ステージ4】ニーズに応じた様々な学習機会の提供と学習成果の活用

- だれもが、いつでも学べる学習環境の創造
- 市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実
- 学習成果や人材活用促進
- 家庭・地域の教育力の向上
- スポーツの振興

さいたま市生涯学習推進計画（抜粋）（平成17年3月）

さいたま市生涯学習推進計画は、市が生涯学習施策を総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。これにより、多様な学習サービスを効率的に提供する仕組みを整備するとともに、行政組織全体として課題を共有し、各部門で効果的な事業の展開を図ることをねらいとしています。

このためには、生涯学習の推進を通して、一人ひとりが生き生きと輝く個性をはぐくみながら、地域社会の中で自らの居場所や活躍の場を広げ、共に生き、共に育ち、共に発展する都市社会を実現することが必要です。さいたま市における生涯学習推進にあたっては、今後の9年間を通じて、「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境の創造」を目標に掲げ、さまざまな取り組みを充実させていきます。

生涯学習推進の施策・事業

『学べる』

(1) 学習環境（ユニバーサルデザインによる環境づくりや交流の場の充実）

- ①学習環境のユニバーサルデザイン化
- ②交流の場（サロン）の拡充

(2) 学習施設（開かれた生涯学習関連施設づくり）

- ①公民館やコミュニティ施設の適正配置とサービス向上
- ②学校施設の有効活用
- ③図書館の適正配置

④博物館などの活用

⑤体育・スポーツ施設の充実

⑥サテライトキャンパスの設置

(3) サービス評価（利用者による評価の導入）

- ①きめ細かな評価情報の収集・公開
- ②評価情報を活用する仕組みづくり

『選べる』

(1) 学習相談（一人ひとりに合った相談サービス）

- ①学習相談・窓口サービスの拡充
- ②学習相談員やコーディネーターの確保・育成

(2) 学習情報（ハードとソフトの整備）

- ①生涯学習情報システムの機能拡充
- ②生涯学習情報誌や各種ガイドブックの発行
- ③NPO・民間教育サービスなどの情報活用
- ④図書館の情報機能の充実

(3) 学習機会（多彩な学習機会の提供）

- ①ライフステージに応じた学習機会の提供
- ②さいたま市民大学の充実
- ③学習プログラムの精選・充実
- ④学校開放講座の充実
- ⑤生涯スポーツの振興
- ⑥さいたま文化の創造

⑦文化財の活用、伝統文化の継承

(4) 課題学習（現代的課題への対応）

- ①出前講座の実施

- ② I T 学習の推進
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 健康教育の推進
- ⑤ 環境教育の推進
- ⑥ 地域における安全教育・リスク学習の推進
- ⑦ 人権教育の推進
- ⑧ 国際理解教育の推進
- ⑨ 消費者学習の推進

『生かせる』

(1) 学習成果（評価と活用）

- ① 学習成果の発表機会の拡充
- ② 学習成果の活用
- ③ 生涯学習人材バンクによる人材活用の促進
- ④ 中高年の人材活用の促進

(2) 団体学習活動（自主的な活動の支援）

- ① 学習団体・サークルへの支援

- ② 小・中学校のクラブ活動・部活動への支援

(3) 地域社会での学習（相互学習（学び合い）の促進）

- ① 公民館での現代的課題の学習機会の充実
- ② 参加型・体験型の学習手法の普及
- ③ 家庭・学校・地域の連携強化
- ④ 児童や青少年の体験活動・世代間交流の場づくり
- ⑤ 体験活動を支援する人材の育成・活用

(4) まちづくり（学び合う地域社会の担い手づくり）

- ① 自主企画講座への支援
- ② 地域づくりの人材確保・活用
- ③ 生涯学習関連施設での人材活用促進
- ④ 区のまちづくりへの協力

(5) 家庭での学習（親子がふれあい、向き合う学習の支援）

- ① ブックスタートの充実
- ② 子育てサロンの拡充
- ③ 子育て・家庭教育の支援

さいたま市子ども読書活動推進計画 改訂版（平成23年4月）（抜粋）

1 計画の目的

本計画は、国が平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動に関する施策の方向性を示すとともに、子どもが読書の楽しさや大切さを知り、自ら進んで本を読むような環境づくりを、家庭・地域、図書館、学校などが連携して推進するための指針として策定するものです。

2 基本方針

当初計画では、子どもたち自身に読書の楽しさを知ってもらう側面、大人たちにも子ども読書の大切さを理解してもらう側面、家庭・学校・図書館・地域が連携して体制づくりを進めていく側面から、以下の3つの基本方針を定めました。本計画においても引き続き、この基本方針に基づき、子ども読書活動を推進していきます。

① **楽しむ読書** すべての子どもたちに、読書のきっかけとなるようなさまざまな場を提供し、自由に、また自ら進んで本を読みたくなるような環境を整え、子どもたちに読書の楽しみや喜びを広く伝えます。

② **みんなで読書** 子どもの読書活動を推進するためには、まわりの大人の働きかけが大切です。大人にも本の素晴らしさや読書の必要性を伝え、子どもといっしょに本の世界に親しむことにより、子どもの読書の意義・大切さについて理解を深めていきます。

③ **支える読書** 家庭、地域、学校及び図書館などがそれぞれの役割を担うことに加え、相互に連携・協力を図り、社会全体が一つになって、子どもの読書活動を支えていく体制づくりを進めます。

（中略）

1 読書活動の推進のための役割

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝えるうえで、重要な役割を担っています。乳幼児期においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、本に触れる機会を多く持つように心がけることが大切です。また、児童・青少年期においては、保護者自身が読書に親しむことや、好きな本を話題に取り上げるなど、保護者からの働きかけが必要です。

(2) 地域の役割

地域においては、ボランティアや行政等が協力し、子ど

もと保護者が読書に親しむ機会を提供することが大切です。さいたま市では、公民館の子ども文庫、子育て支援センター、児童センターなどにおいて、ボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動を行っています。本を通して一人ひとりの子どもの成長を見守るような、地域に密着した活動をさらに深めていく必要があります。

(3) 図書館の役割

図書館は、子どもが読書を楽しむことのできる最も身近な施設です。乳幼児、小学生、中学生、高校生等、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実を図るとともに、児童担当職員が子どもたちの本選びや調べ物をサポートします。また、様々な催し物を開催し、子どもが本や読書に親しむ機会を提供します。さらに、学校、保育所・幼稚園、子ども読書に関するボランティア団体などと連携を深め、地域の読書活動の推進を図ります。図書館には、子どもたちに本のすばらしさを伝え、豊かな読書体験の場を用意することで、心豊かな子どもに育てるという役割が求められています。

読書活動の推進に向けて

(4) 学校の役割

学校においては、それぞれの発達段階に応じて、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。そのため、全校一斉読書や学校での読み聞かせなどの取り組みを推進していくとともに、学校図書館機能を充実させ、児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを進めます。

(5) 保育所や幼稚園の役割

保育所や幼稚園の役割幼児期に多くの絵本や物語に出会うことは、生涯にわたる自己形成の基礎を育むうえで、とても重要です。保育所等においては、絵本やおはなしの読み聞かせなどの取り組みを充実させ、子どもの豊かな創造力を高められるような環境づくりを進めていくとともに、読み聞かせの楽しさや意義を保護者に伝えていくことが大切です。

2 読書活動の推進に向けた取り組み

(1) 家庭での取り組み

楽しむ読書 みんなで読書

- ① よい読書環境をつくります

- ② 「子どもといっしょに読書タイム」を推進します
- ③ ブックスタートを推進します

（２）地域での取り組み 支える読書 楽しむ読書

- ① 地域での子どもの読書活動をすすめます
- ② 地域での子どもの読書活動の情報提供に努めます
- ③ 読書ボランティアの養成と支援をすすめます
- ④ 本に親しむ機会を提供します

（３）図書館での取り組み 楽しむ読書 支える読書

① 読書環境の整備・充実をすすめます

乳幼児・小学生・中学生・高校生、それぞれの発達段階に応じた収書に努めます。また、ストーリーなどを楽しむ「読み物」と子どもたちの知的好奇心に応える「調べ物」資料をバランスよく収集し、レファレンスに対応できる蔵書構成となるように努めます。各図書館に児童室または児童コーナー・図書館によってはヤングコーナーを設け、楽しいディスプレイや分かりやすい案内表示などを行い、子どもたちが、自分にあった本を、ゆとりを持って探したり読んだりできるスペースを確保します。また、平成24年度には（仮称）武蔵浦和図書館が開館し、近隣の子どもたちの読書環境が整います。

② 本に親しむ機会を提供します

図書館では本の貸出だけではなく、催し物も行っています。催し物を開催することは、乳幼児や普段図書館に親しんでいない子どもへの働きかけになり、関連する本を紹介することで、子どもと本を結びつけるきっかけになります。また、大人対象の講座、講演会も開催しています。定期的なおはなし会、乳幼児向けのあかちゃんおはなし会、季節のこども会、映画会などは、さいたま市の図書館全館が実施しており、参加した児童数は、平成21年度一年間で延べ27,390人になりました。また、「図書館まつり」や「区民まつり」などの機会にもおはなし会や本に関するイベントを実施しています。

③ 「本は王さま」などの広報誌で、本の情報などを提供します

図書館では、子どもたちと本を結ぶツールのひとつとして、広報誌の発行に力を入れています。そこで、新しく出版された本の中から、児童担当職員がおすすめする本を選んで紹介する「本は王さま」、小学生向けの読書案内新聞である「としょ丸しんぶん」、10代におくるブックガイド「はぴ」、また、各館においては独自の広報誌を積極的に発行するなど、本に関する情報を発信していきます。

④ 中央図書館に、さいたま市ゆかりの児童書を収集し、作家を紹介していきます

「さいたまゆかり」コーナーに、石井桃子と瀬田貞二を中心とした、ゆかりの作家の著書を収集・展示し、そのデータベースの充実を図ります。また、ゆかりの作家の紹介に努めます。

⑤ 障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どもへのサービスを充実します

図書館を利用する際に、障害のある子どもたちに、障害に応じた読書サービスを行います。点字図書やテープ図書の充実、ボランティア団体による点訳絵本の作製などをすすめていきます。また、障害児施設、養護施設等に個人向け・団体向けの利用案内を送付し、利用を働きかけていきます。日本語を母語としない子どもへのサービスとしては、外国語資料の充実や、多言語によるおはなし会を開催していきます。

⑥ 児童担当職員の養成に努めます

児童を担当する図書館員は、児童書についての幅広い知識と、読み聞かせなど、本に親しんでもらうための技術を身につける必要があります。子どもにも保護者にも信頼される図書館員になるため、新任児童担当職員研修や児童奉仕研修会・児童図書館員養成講座などへの参加や自主研修などにより、資質の向上に努めます。

⑦ 関係機関との連携を深めます

（４）学校での取り組み

楽しむ読書 みんなで読書 支える読書

- ① 利用しやすい学校図書館を目指します
- ② 読書習慣の形成と自主的な読書活動の活性化に努めます
- ③ 学校図書館を活用した授業など学習指導を充実します
- ④ 学校図書館コンピュータの全校入替を行い、機能的な学校図書館の運営を支援します
- ⑤ 図書資源の共有ネットワークを充実します⑥ 保護者や地域との連携による読書活動を推進します

（５）保育所や幼稚園での取り組み

楽しむ読書 みんなで読書 支える読書

- ① 絵本の読み聞かせを充実し、絵本に触れられる環境づくりに取り組みます
- ② 保護者へ本の大切さを発信します
- ③ 地域との連携を深めます
- ④ 保育士等の資質向上に努めます

さいたま市図書館資料取扱要領

（制定 平成21年12月24日）

（趣旨）

第1条 この要領は、図書館資料（以下「資料」という）の収集、保存、除籍の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（資料の収集）

第2条 資料の収集については、次のとおりとする。

（１）資料収集の基本方針

ア さいたま市図書館は図書館法（昭和25年法律第118号）の理念に基づき、市民の文化・教養・調査研究・レクリエーション・生活情報等に資するための資料を、幅広く収集する。

イ さいたま市図書館は、基本的な人権の一つである市民の「知る自由」を保障し、その生涯にわたる学習を支援する機関であることを念頭に置き、そのために役立つ資料を収集する。

ウ さいたま市図書館は、市民からの多様な資料要求にこたえるため、常に社会の動向に注意を払い、市民の潜在的な要求にも配慮しながら、自由で公正な資料を収集する。

エ 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）の精神に基づき、次の点に留意する。また、収集した資料がどのような思想や主張をもっているようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

（ア）多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（イ）著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

（ウ）図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(エ) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(2) 収集資料の種類

ア 図書（一般図書、児童図書、青少年資料、参考図書、外国語資料）

イ 逐次刊行物 ウ 官公庁出版物

エ 地域資料・行政資料 オ 障害者用資料

カ 視聴覚資料 キ 電子資料 ク その他

(3) 収集資料の範囲

ア 収集する資料は全分野にわたり、基本的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

(4) 資料別選択基準

資料の種類別選択基準は、次のとおりとする。

ア 一般図書

(ア) 市民の多様な要望にこたえ、教養を深め、課題の解決に役立つ資料を幅広い主題分野から選択する。

(イ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

イ 児童図書

(ア) 読書の喜びや楽しさを発見する読みものを選択する。

(イ) 正しい知識をわかりやすく説明した知識の本を選択する。

(ウ) 児童の要求や能力に合致し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を選択する

(エ) 原作に近いものを中心に選択する。

(オ) 親と子のふれあいに有益な絵本を選択する。

(カ) さいたま市ゆかりの児童書を選択する。

(キ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

ウ 青少年資料

(ア) 中学生以上の十代の資料要求や理解力に即し、感性や知性を豊かにする資料を選択する。

(イ) 図書・雑誌・視聴覚資料から幅広く選択する。

(ウ) 学習参考書・各種問題集・コミック等は、原則として選択の対象としない。

エ 参考図書

(ア) 市民の知的欲求や、情報要求を把握して、多角的な資料構成となるよう選択する。

(イ) 各分野にわたる基本的な参考図書を系統的に選択する。

(ウ) 図書・逐次刊行物・電子資料等から幅広く選択する。

オ 外国語資料

(ア) 多文化サービス充実のために、多様な言語による資料を適宜選択の対象とする。

カ 逐次刊行物

(ア) 主題ごとのバランスを配慮し、広範な分野から選択する。

キ 官公庁出版物

(ア) 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを選択する。

(イ) 地方公共団体その他公的諸機関が発行する資料は、必要度の高いものを選択する。

ク 地域資料・行政資料

(ア) 別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」（平成21年4月1日施行）に定める。

ケ 障害者用資料

(ア) 図書館利用に支障のある人たちへのサービスのため、録音資料、大活字本、字幕付き映像資料等、適切な形態の資料を選択する。

コ 視聴覚資料

(ア) 広範囲な主題から選択する。

(イ) メディアの特性を生かした音声資料、映像資料を適宜選択する。

(ウ) 選択に当たっては、各種音楽・映像情報を参照する。

サ 電子資料

(ア) 各種電子資料を適宜選択する。

(イ) コンピュータネットワークを利用した各種データベースの活用を図る。

シ その他

(ア) マイクロフィルム、パンフレット、リーフレット等も必要に応じて選択の対象とする。

(5) 資料収集の分担

収集した資料を市全体で共有し、その有効で効率的な運用を図るため、中央図書館、拠点図書館、地区図書館で収集の分担を行う。

ア 中央図書館においては、全市的な総合サービスの拠点として、資料を網羅的に収集する。特に基本図書、専門図書、参考図書、行政資料は重点を置き充実に努める。

イ 拠点図書館においては、行政区を中心とした地域住民の総合的サービスの窓口として、資料を網羅的に収集するとともに、地域の特色に応じた分野について、資料収集の分担を行う。

ウ 地区図書館においては、その地域住民の最も身近な貸出しサービスの窓口として、一般図書・児童書・逐次刊行物・視聴覚資料を中心に、市民生活に役立つ資料を収集する。また、必要に応じて、資料収集の分担を行う。

エ 資料収集の分担の詳細については、別に定める。

(6) 収集資料の選択

収集資料の選択は次のとおりとする。

ア 資料の選択は、見計らい方式による現物選定を中心とし、中央図書館、拠点図書館および地区図書館の担当職員で構成する資料選定会議において選択する。

イ 資料の選択にあたっては、見計らい方式だけでなく、各種出版情報誌、新聞・雑誌等の書評、パンフレット等、あらゆる出版情報を参考にして選択するものとする。

ウ 選択した資料の決定は、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図書館長が行う。

エ 資料選定会議の詳細については、別に定める。

(資料の保存)

第3条 資料の保存については、次のとおりとする。

(1) 資料保存の基本方針

収集した資料は、市民の将来にわたる利用に備えるとともに、すぐれた出版文化を継承するため、その保存に努める。保存は中央図書館で行うものとするが、拠点図書館でも一部保存を分担するものとする。

(2) 資料保存の基準は、次のとおりとする。

ア 各分野の古典として評価されており、将来も利用が予測されるもの。

イ 基本的な理論書として評価され、基礎的なデータ・内容が信頼されるもの。

ウ 歴史的な内容を持ち、保存によって史的な価値が見込まれる資料。

エ 該当分野に類書が少なく、絶版等で買い替えができないもの。

オ さいたま市に関係した資料。

カ 市内で1点だけのもののうち、保存の必要のあるもの。

(3) 保存分担の詳細については、別に定める。

(資料の除籍)

第4条 資料の除籍については次のとおりとする。

(1) 資料除籍の基本方針

収集した資料は、その新陳代謝を図り、常に新鮮で魅力のある蔵書構成を維持し、その適正化を図るため、必要に応じて除籍を行う。

- (2) 資料除籍の基準は、次のとおりとする。
- ア 汚破損が著しく、補修が困難なもの。
 - イ 時間的経過や社会の諸事情の変化によって、資料的価値が低下し、他に代わるべき資料のあるもの。
 - ウ 改版等の出版により、内容・データが更新され、不用と判断されるもの。
 - エ 利用頻度の低下した複本。
 - オ 蔵書点検等で不明確認後、一定期間経過したもの。
 - カ 災害、その他やむを得ない事由により、回収不可能となったもの。
 - キ 貸出資料のうち、督促等を行ったのち、一定期間を経過しても回収不可能なもの。
 - ク その他、出版事情・蔵書構成・利用の需要および資料の保存価値等を総合的に判断し、保存する必要が無いと認められるもの。
- (3) 除籍資料の選定
除籍資料の選定は、担当職員の合議により行い、中央図書館においては資料サービス課長、その他の館においては拠点図書館長が決定する。

- (4) 除籍資料の処分
ア 資料の処分は除籍手続き終了後行う。
- イ 除籍資料はリサイクル資料として活用する方法で処分することができる。
- (寄贈資料)
第5条 寄贈資料の取扱については、次のとおりとする。
- (1) 資料の寄贈は、購入資料との関連性を考慮し、必要と認めたものを受け入れる。
 - (2) 寄贈資料の取扱いについては、この要綱を準用するものとする。
- (委任)
第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。
- 附 則
1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
2 さいたま市図書館資料の収集・選択に関する基準（平成14年4月制定）、さいたま市図書館資料の除籍・保存に関する基準（平成14年4月制定）は廃止する。

さいたま市図書館図書資料収集・保存分担基準（平成24年12月改正）

さいたま市図書館は、「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき収集した図書資料について、次のとおり収集分担及び保存分担を行う。

1 収集分担

さいたま市図書館では、各区の区長マニフェストをふまえ、各館の規模、地域の特色に応じて次のとおり図書資料の収集分担を行う。

地域資料の収集分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。

(1) 中央図書館

さいたま市の中心館として、各分野にわたり網羅的に収集を行う。

次の分野は、特に重点的に収集する。

- ア 参考図書
- イ 各分野の専門図書（他館の分担収集分野は除く）
- ウ 支援サービス
 - (ア) ビジネス (イ) 科学技術 (ウ) 医療
 - (エ) 法律 (オ) 外国語
- エ 図書館 オ さいたま市ゆかりの児童文学

(2) 拠点図書館

館の所在する区の区長マニフェスト、及び地域の歴史、特性等をふまえ、特色ある蔵書構成となるよう、特定のテーマのものを重点的に収集する。

ア 北浦和図書館

- (ア) 児童文学研究
- (イ) うなぎ……浦和の伝統産業うなぎ関連
- (ウ) サツマイモ……浦和の紅赤関連

イ 武蔵浦和図書館

- (ア) 家族問題

ウ 東浦和図書館

- (ア) スポーツ……埼玉スタジアム、サッカー関連

エ 大宮図書館

- (ア) 短歌……大西民子の関連
- (イ) 神道……氷川神社の関連

オ 大宮西部図書館

- (ア) 交通・運輸……鉄道博物館の関連（旅行、地理、地誌を含む）

カ 春野図書館

- (ア) 自然保護

キ 与野図書館

- (ア) バラ……中央区の区の花「バラ」の関連

ク 岩槻図書館

- (ア) 日本人形……岩槻人形の関連

ケ 桜図書館

- (ア) 川……荒川の関連
- (イ) サクラソウ及び桜

コ 北図書館

- (ア) 芸術……芸術創造・ユーモアスクエアの関連
- (イ) 盆栽……盆栽村の関連

(3) 地区図書館

さいたま市図書館全体の中に位置づける収集分担は行わないが、その設置図書館周辺地区の特色、住民の要望等をふまえ、独自の収集を行う。

例) 大宮東図書館……隣接武道館の関連で武道馬宮図書館……花
桜木図書館……ビジネス街の立地からビジネス

2 保存分担

さいたま市図書館の図書資料は、次のとおり保存分担を行う。

地域資料の保存分担については、別途「さいたま市図書館地域資料収集方針」によるものとする。

- (1) さいたま市図書館が収集した図書資料は、後世に伝える市民の貴重な文化的財産として保存する。
- (2) 各館ごとの保存分担は、次のとおりとする。

ア 中央図書館

- (ア) 支援サービスに関連して、総記、社会科学、自然科学、工学、産業、語学、外国語
- (イ) 短歌、小説、随筆以外の文学
- (ウ) 大活字本
- (エ) さいたま市ゆかりの児童文学

イ 北浦和図書館

- (ア) 収集分担の分野である、児童文学研究、うなぎ、サツマイモ

イ 北浦和図書館

- (イ) 児童図書

ウ 東浦和図書館

- (ア) 収集分担の分野である、スポーツ

エ 大宮図書館

- (ア) 収集分担の分野である、短歌、神道
- (イ) 外国の小説、外国の随筆

オ 大宮西部図書館

- (ア) 収集分担の分野である、交通・運輸、地理
- (イ) 中央図書館の補完として、人文科学関係(哲学、歴史)
- (ウ) 日本の小説、日本の随筆

カ 岩槻図書館

- (ア) 収集分担の分野である、日本人形
- (イ) 岩槻城の関連で城郭

キ 桜図書館

- (ア) 収集分担の分野である、川、サクラソウ、桜

ク 北図書館

- (ア) 収集分担の分野である、芸術、盆栽

3 その他

この基準に定めるもののほか、図書の収集・保存分担に関する事項については館長会議で決定する。

4 施行期日

この基準は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月4日から施行する。

さいたま市図書館地域資料収集方針 (平成24年12月改正)

この方針は、「さいたま市図書館 資料の収集・選択に関する基準」に準拠して、市民の地域情報の要求に応え、また地域資料を次世代へ継承すべき地域固有の資料として、収集・活用・保存するために必要な事項を定めるものとする。

1. 地域資料の定義

・さいたま市図書館では、地域で発生するあらゆる資料を「地域資料」として扱う。
行政資料、郷土の歴史・民俗資料、生活情報などである。

2. 収集

2-1 収集範囲

- ・下記の資料は積極的に収集する。
 - (1) さいたま市に関する内容の資料
 - (2) さいたま市出身者・在住者の著作及び人物に関する資料
 - (3) 埼玉県及び県内市町村に関する資料

2-2 収集対象

・刊行物を主とし、録音資料・映像資料・電子資料等、必要に応じて収集する。

2-3 収集方法

・市販される資料は極力購入に努める。
・さいたま市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼する。また、図書館としても積極的に収集に努める。
・市民、団体からの寄贈資料についても積極的に収集する。

・入手できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能なら複写で入手する。

2-4 収集分担

・中央図書館は、さいたま市全域及び埼玉県・県内市町村に関する資料を収集する。

・さいたま市の各区・各地域については収集の責任分担を決める。

2-4-1 各区の資料

・収集分担館は、次のとおり定める。便宜上、区役所と連絡のよい館を担当館とする。

西 区：馬宮図書館 北 区：北図書館
大宮区：大宮図書館 見沼区：大宮東図書館
中央区：与野図書館 桜 区：桜図書館
浦和区：北浦和図書館 南 区：武蔵浦和図書館
緑 区：東浦和図書館 岩槻区：岩槻図書館

2-4-2 各地域の資料

・収集分担館は、次の通り定める。
浦和：北浦和図書館 大宮：大宮図書館
与野：与野図書館 岩槻：岩槻図書館

2-5 収集部数

・さいたま市の発行物は、7部以上収集する。
・分配の優先順位と部数は次のとおりとする。ただし、特定地域に関連した内容の資料や部数が少ない資料は、利用が見込まれる館や収集分担館と調整して配付部数を決定する。

1. 中央図書館 (3部)
2. 北浦和図書館 (1部) 大宮図書館 (1部)
与野図書館 (1部) 岩槻図書館 (1部)
3. その他の拠点館 (各1部)
4. 地区館 (各1部)
5. 分館 (各1部)

3. 貸出用資料と館内用資料の扱い

・貸出できる資料を増やすよう努める。
・中央図書館・北浦和図書館・大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館の5館は、収集分担に従って館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応や他館のバックアップを行う。・原則として館内用資料の市内他館からの取り寄せには応じない。貸出用のものは相互貸借の対象とする。館内用は対象としない。

4. 保存分担

・保存分担館は、次の通り定める。
さいたま市全域及び浦和：中央図書館
大宮：大宮図書館 与野：与野図書館
岩槻：岩槻図書館

・なお、大宮図書館・与野図書館・岩槻図書館での保存が難しい場合は、中央図書館へ移管することができる。

・埼玉県・県内市町村についての資料は、県立図書館の所蔵状況や、各館の隣接する市町村などについて考慮し、必要な館で保存するものとする。

5. 移管

・保存分担館以外の館で除架したり、または未整理の状態となっている資料については、他館に移管し効率的な運用を図る。

6. 他機関との連携

・情報の収集・発信、レファレンスにおいては、他機関とも積極的に連携する。

附 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年1月4日から施行する。

さいたま市図書館ビジョン 未来に向けて

発行 平成25年3月 さいたま市
編集 集 千330-0055
さいたま市浦和区東高砂町11-1
さいたま市立中央図書館
電話 048-871-2100
FAX 048-884-5500
Eメール chuo-lib-shiryo@city.saitama.lg.jp

